#### 既登録者の方へ

## 今のうちからご準備を!

### ~施行済み・経過措置期間中・未施行の項目一覧~

令和元年の法改正で、令和2年6月1日と令和3年6月1日に施行済みだが、経過措置期間中 (準備の期間)の項目や、施行がまだの項目があります。

いずれも期限があるものです。忘れずにご準備を進めてください。また、既に適用されたものについても、次の表を参考に、今一度見直しをお願いします。

#### I 令和元年改正法に関して、令和3年6月1日現在、既に適用されている項目

- 対面販売について、動物の状態を見せる場所と対面による説明の場所を事業所に限 1 定(第一種動物取扱業者に販売する場合を除く)(法第21条の4) ・帳簿の備え付けと動物の数の定期報告の対象業種と動物種の拡大(法第21条の5) 2 対象業種:販売・貸出・展示・譲受飼養・第二種動物取扱業のうち譲り渡し 動物種:動物取扱業全対象動物種 \* 第二種動物取扱業は、帳簿の備え付けのみで、動物の数の定期報告は不要 \* 拡大され対象となった方で、令和3年5月30日までに前年度の動物の数を報 告していない方は、早急に報告をしてください。(定期報告様式 : 市 HP「動物 取扱業・その他のお手続き・様式(第一種)」) 3 幼齢の犬または猫の販売制限について 生後56日を経過しない犬猫は、販売または販売の用に供するために引き渡し・展 示をしてはならない。(令和3年5月31日をもって、49日齢までの経過措置期間終 了) \*文化財保護法(昭和25 年法律第214 号) 第109 条第1項の規定により天然記念物とし て指定された犬※(以下「指定犬」という。)の繁殖を行う犬猫等販売業者(ブリーダ 一) が犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合は、出生後56 日ではなく出生後 49 日を経過していれば当該犬の販売等をすることができる特例が設けられている(原始 附則第2項)(ペットショップが一般の客に販売する際にはこの特例は認められない)
  - 4 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(以下「新基準省令」)
    - \*下記の経過措置期間中・未施行のものを除く項目

### Ⅱ 改正法等施行済みだが、今現在は経過措置期間中で適用されない項目(既登録者のみ)

\*ここでいう経過措置期間とは、**既に登録している業者が**、新たな決まりに対応するための、いわゆる、準備期間となります。期間内は施行内容が適用されませんが、この期間を過ぎると、即日適用されるものです。完全適用となる日までの経過措置期間内に要件や基準を満たしておく必要があります。

|   | 720 (03 (27 24 7 0) 7 6 7 0   | T           |
|---|---|-------------|
|   | 経過措置中の項目  | 完全適用となる日    |
| 1 | 動物取扱責任者の資格要件の強化   | 令和5年6月1日~   |
|   | ・半年間の実務経験の要件は、常勤での勤務に限られる   |             |
|   | ・半年間の実務経験 <u>に加えて</u> 、つぎの①②のうちいずれか一つの  |             |
|   | 要件が必要   |             |
|   | ① 1年以上の教育   |             |
|   | ② 公平性・専門性を持った団体が行う客観的試験による知   |             |
|   | 識の習得証明( <u>別添2</u> 参照)  |             |
|   | (法第 22 条関係)   |             |
| 2 | ケージ等の規模等(第一種・第二種)   | 令和4年6月1日~   |
|   | * 既に登録・届出済みの業者については、犬猫だけでなくその   |             |
|   | 他の対象動物も現在は経過措置期間とする。  |             |
|   |   |             |
|   | (参考条文)  |             |
|   | <br>  第一種:新基準省令/第2条第1号ロ(1)(ニ)・同号ハ(7)・同条第7号ソ   |             |
|   | <br>  第二種:新基準省令/第3条第1号ロ(10)(五)(ロ)・同号ハ(7)・同条第7号ル   |             |
| 3 | 従事する職員(常勤換算)一人当たりの飼養又は保管する頭数  |             |
|   | -<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>-<br>- |             |
|   |   |             |
|   | <br>  ① <b>第一種</b> /犬 30 頭(うち繁殖 25 頭)・猫 40 頭(うち繁殖 35 頭)                                     | ① 令和4年6年1日~ |
|   |   |             |
|   | ②第一種/犬 25 頭(うち繁殖 20 頭)・猫 35 頭(うち繁殖 30 頭)  | ② 令和5年6月1日~ |
|   | 第二種/犬 30 頭(うち繁殖 25 頭)・猫 35 頭(うち繁殖 30 頭)   |             |
|   |   |             |
|   | ③第一種/犬 20 頭(うち繁殖 15 頭)・猫 30 頭(うち繁殖 25 頭)  | ③ 令和6年6月1日~ |
|   | -<br>  第二種/犬 25 頭(うち繁殖 20 頭)・猫 30 頭(うち繁殖 25 頭)  |             |
|   |   |             |
|   | <br>  ④第二種/犬 20 頭(うち繁殖 15 頭)・猫 30 頭(うち繁殖 25 頭)  | ④ 令和7年6月1日~ |
|   |   |             |
|   | <br>  犬と猫を両方飼養または保管している場合は、他に定めがありま   |             |
|   | す。(同様に段階措置があります。)   |             |
|   | (参考条文)  |             |
|   | 第一種:新基準省令第2条第2号   |             |
|   | 第二種:新飼基準省令第3条第2号  |             |
| Ь |   |             |

<sup>\*</sup>上記1~3の項目については、完全適用までの経過措置期間中は、更新申請時においても適用されません。ただし、上記1~3の項目は、新規申請をする場合には経過措置をまたずに直ちに適用されます。

# Ⅲ 改正済みだが未施行のもの

|   | 項目                            | 施行日       |
|---|-------------------------------|-----------|
| 1 | 第一種(販売・貸出・展示)・第二種(貸出・展示)動物取扱業 | 令和4年6月1日~ |
|   | の繁殖上限年齢・出産回数                  |           |
|   | 原則 犬:雌交配年齢6歳以下、生涯6回まで(例外あり)   |           |
|   | 原則 猫:雌交配年齢 6 歳以下(例外あり)        |           |
|   |                               |           |
|   | (新基準省令第2条第6号及び第3条第6号)         |           |
| 2 | 犬猫の販売業者のみ                     | 令和4月6月1日~ |
|   | ・マイクロチップの装着・取り外しの禁止・登録・変更     |           |
|   | (法第 39 条の 2)                  |           |
|   | ・狂犬病予防法の特例(マイクロチップを鑑札とみなす)    |           |
|   | (法第 39 条の 7)                  |           |

<sup>\*</sup>上記1、2の項目は既登録者及び新規登録者いずれも、施行日までは適用されません。